

## 生駒市条例第 1 1 号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 5 月 7 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 5 条の 3 第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 3 号、第 3 項及び第 5 項第 3 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 6 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第 2 5 条の 4 第 1 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。